

第7章 自殺対策推進のための具体的な取組

1 施策体系

精神保健福祉分野に限らず、教育、勤労、経済支援等、庁内関連部署の取組をつなげ、総合的に自殺対策を推進するため、関連施策を5つの「基本施策」及び4つの「重点施策」に振り分けて整理します。

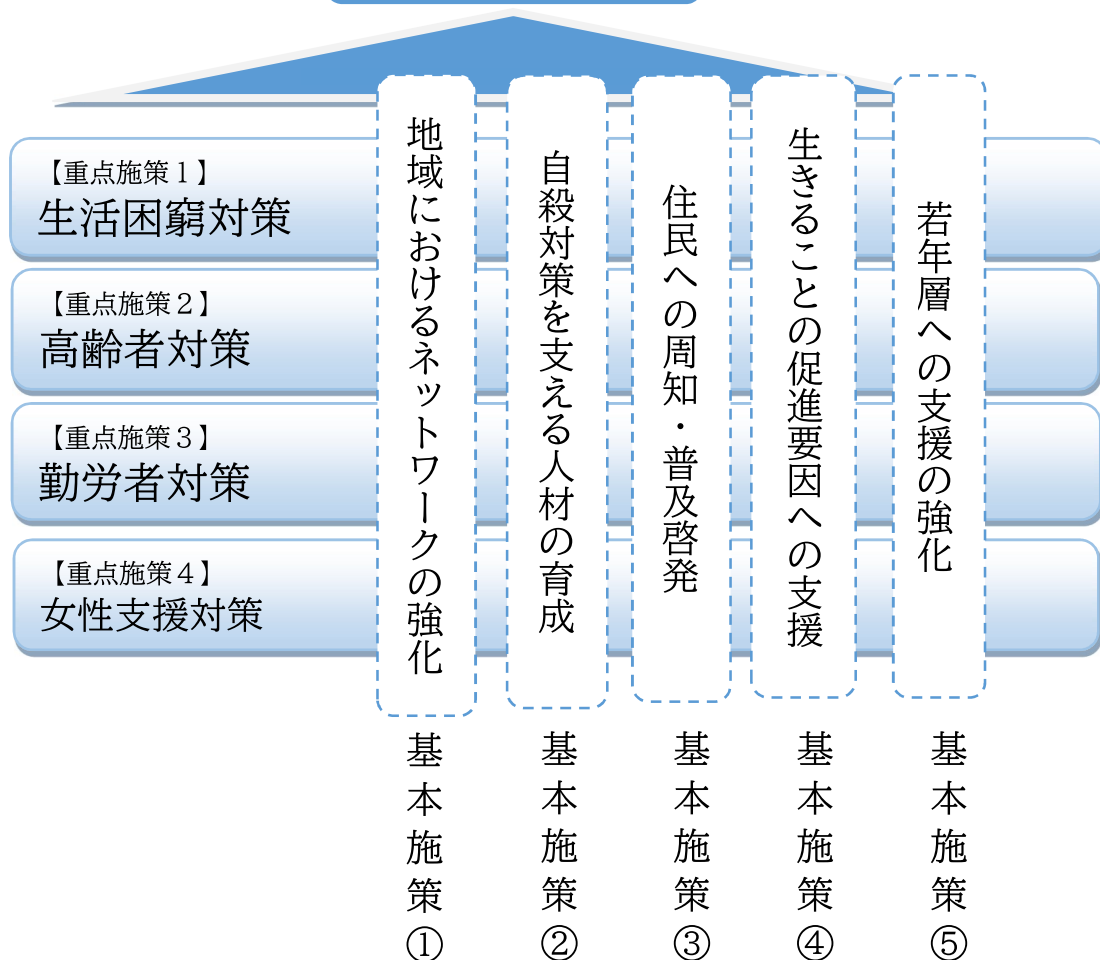
「基本施策」は、自殺の背景には様々な要因があることを踏まえ、全庁的に取組を推進するため、本市の自殺対策に資する施策として位置づけます。また「重点施策」は、本市の自殺の特徴を踏まえ、基本施策の取組等から、対象者を明確にした具体的な施策として位置づけます

基本理念

誰もが支えあい つながりある朝霞を目指して

最終目標

自殺する人の減少



2 基本施策ごとの関連事業

(1) 地域におけるネットワークの強化

① 施策の方向性

施策の方向性	地域におけるネットワークの強化
--------	-----------------

自殺対策の推進には、行政だけではなく民間で自殺対策などの取組を行っている団体や、地域で福祉的な支援や健康づくりなど様々な活動をされている方、行政を含む職員の健康問題に取り組む企業・組織など多岐にわたる関係者が、それぞれの役割を明確化し、情報や意識の共有を図りながら相互の連携や協力など、地域全体の取組として推進していくことが重要です。

② 評価指標

自殺予防対策庁内連絡会議	1回/年
--------------	------

③ 主な施策・取組

※網掛けは、再掲の主な施策・取組

基本施策1 地域におけるネットワークの強化			
	事業内容	事業概要	担当課
1	地域包括支援センターの運営	総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援等を行います。	長寿はつらつ課
2	在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう医療と介護が連携してサービスを提供できる体制づくりを行います。	長寿はつらつ課
3	生活支援体制整備事業	地域住民が主体となって助け合いや地域のつながりづくりを支援します。また、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図ります。	長寿はつらつ課
4	地域ケア会議	地域包括支援センターが提出する事例から、高齢者の具体的な情報を共有し、各アドバイザーからの助言をもらうことで、ケアマネジャーのアセスメント能力の向上を目的に開催します。また、多職種間のネットワークの構築、個別事例の積み上げから見えてくる地域課題の発見、新たな資源の開発、さらには政策形成に努めます。	長寿はつらつ課
5	朝霞市健康づくり推進協議会	市民の健康づくりの推進及び普及啓発を図るため、関係機関、関係団体の代表等から構成され、市民の健康づくりの推進に関することを協議します。	健康づくり課

基本施策1 地域におけるネットワークの強化			
	事業内容	事業概要	担当課
6	朝霞市自殺予防対策庁内連絡会議	自殺対策基本法の基本理念に基づき、総合的かつ効果的に自殺対策を推進するために設置し、自殺予防にかかわる関係機関相互の連携及び情報交換、情報収集を行います。	健康づくり課
7	「健康あさか普及員」と共に取り組む健康づくり	自主的及び行政と健康づくり活動に取り組む「健康あさか普及員」と学びを深め、健康に関する普及活動を行います。	健康づくり課
8	母と子のつどい	高齢初妊産婦同士が交流し、地域のつながりを作ることで、母子の健全な育成を図ります。	健康づくり課 (こども家庭センター)
9	要保護児童対策地域協議会	地域の関係機関で構成し、子どもやその家庭に関する情報や支援方針を共有するとともに、適切な連携のもとで児童虐待等に対応する子どもを守る地域ネットワークを作ります。	健康づくり課 (こども家庭センター)

(2) 自殺対策を支える人材の育成

① 施策の方向性

施策の方向性	様々な職種を対象とする研修
	住民を対象とする研修
	学校・社会教育に関わる人への研修

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、そのための人材育成の方策を充実させる必要があります。関係機関の部署、地域の支援者、身近な家族や友人、会社の同僚など、誰もが早期の気づきに対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ることが必要です。このため、研修の実施や知識の普及等を強化します。

② 評価指標

ゲートキーパー研修の開催（職員）	1回/年
ゲートキーパー研修の開催（市民・関係団体）	1回/年

③ 主な施策・取組

※網掛けは、再掲の主な施策・取組

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成			
	事業内容	事業概要	担当課
1	人権擁護に関する事業	人権擁護委員とともに人権教室、人権の花運動や啓発物資の配布などを行い、人権の大切さを伝えます。	人権庶務課
2	精神保健事例検討会	事例検討をとおして、精神保健相談に対応できる相談技術の向上を図ります。	健康づくり課
3	ゲートキーパー研修（職員向け）	市職員等のメンタルヘルスに対する意識を高め、ゲートキーパーの役割を持ち、適切な対応を図ることができる人材育成に向けた研修を実施します。	健康づくり課 職員課
4	ゲートキーパー研修（市民・関係団体向け）	市民・関係団体等のメンタルヘルスに対する意識を高め、ゲートキーパーの役割を持ち、適切な対応を図れるように研修を実施します。	健康づくり課
5	中高年の心の健康づくりお届け講座	心身の健康に関する知識の普及啓発を図るための健康講座を実施します。	健康づくり課

(3) 住民への周知・普及啓発

① 施策の方向性

施策の方向性	リーフレットやポスター、啓発グッズの作成と活用
	市民向け講演会・イベント等の開催

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」ですが、危機に直面した人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景についての普及啓発や多くの市民が理解を深めていくことができるよう、求められます。また、困ったときに誰かに援助を求めることが社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行う必要があります。

② 評価指標

自殺対策に関する普及啓発	2回/年
--------------	------

③ 主な施策・取組

※網掛けは、再掲の主な施策・取組

基本施策3 住民への周知・普及啓発			
	事業内容	事業概要	担当課
1	人権擁護に関する事業	人権擁護委員とともに人権教室、人権の花運動や啓発物資の配布などを行い、人権の大切さを伝えます。	人権庶務課
2	自殺統計の把握	自殺の実態把握を行い、適切な普及啓発に向け事業を実施します。	健康づくり課
3	救急搬送データの調査	自殺未遂者の実態把握を行い、適切な普及啓発に向けて事業を実施します。	健康づくり課
4	自殺予防啓発キャンペーン	鉄道会社や朝霞保健所、警察と連携し、自殺予防週間や月間に合わせて啓発物を配布、自殺予防に関するのぼり旗の設置などで啓発活動を実施します。	健康づくり課
5	メンタルチェックシステム「こころの体温計」	スマートフォンやパソコンなどの身近なツールから幅広い世代が気軽に自身のメンタルチェックをすることができ、心の健康づくりのきっかけとして活用できるようにします。	健康づくり課
6	ゲートキーパー研修（市民・関係団体向け）	市民・関係団体等のメンタルヘルスに対する意識を高め、ゲートキーパーの役割を持ち、適切な対応を図れるように研修を実施します。	健康づくり課
7	中高年の心の健康づくりお届け講座	心身の健康に関する知識の普及啓発を図るための健康講座を実施します。	健康づくり課
8	「健康あさか普及員」と共に取り組む健康づくり	自主的及び行政と健康づくり活動に取り組む「健康あさか普及員」と学びを深め、健康に関する普及活動を行います。	健康づくり課

(4) 生きることの促進要因への支援

① 施策の方向性

施策の方向性	自殺リスクを抱える可能性がある人への支援
	自殺未遂者への支援
	居場所づくり

自殺の背景には、様々な要因が複合的に絡まり合っており、心理的・精神的に追い込まれた末に自殺に至るといわれています。

抱えている問題を深刻化させないため、自殺の要因となり得る精神的な不調だけでなく、生活困窮や孤独・孤立等の様々な悩み等に対して、初期の段階で適切に対処し、その解決に努めることが重要です。また、相談事業を通して、様々な居場所へ繋げるほか、今後、重層的支援体制の整備を進めることで、関係機関と連携していきます。

② 評価指標

こころの健康相談の実施 (各種相談事業の実施)	1 2 回/年
----------------------------	---------

③ 主な施策・取組

※網掛けは、再掲の主な施策・取組

基本施策4 生きることの促進要因への支援			
	事業内容	事業概要	担当課
1	DV 相談事業	DV 被害者の相談に寄り添い、保護、自立支援、情報提供等を行います。	人権庶務課
2	デート DV 防止啓発おとどけ講座	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)について中学生や高校生を含む若い世代を対象に、自分とパートナーを大切にする対等な関係や、その関係が壊れて生じるデート DV について啓発します。	人権庶務課
3	女性総合相談	女性総合相談員が毎週木曜日に、家庭内の諸問題等、女性が抱える悩み全般に対して助言や情報提供等を行います。	人権庶務課
4	人権擁護に関する事業	人権擁護委員とともに人権教室、人権の花運動や啓発物資の配布などを行い、人権の大切さを伝えます。	人権庶務課
5	人権相談	毎月第1月曜日の午後に市役所内に特設相談所を設け、人権擁護委員が相談員となり、不当な扱いや対人関係などの人権問題に関する相談に応じます。また、人権擁護委員は小中学生を対象として電話や手紙による相談も行います。	人権庶務課
6	こども・ほっとそうだん	親や学校に相談できない悩みごとについて、電話、面談、手紙(ミニレター)及び市ホームページのweb フォームによる相談を実施し、問題解決に向けた支援を行います。	人権庶務課

基本施策4 生きることの促進要因への支援			
	事業内容	事業概要	担当課
7	職場の健康管理	市職員のメンタルヘルスや健康に関する相談、ストレスチェックを実施します。	職員課
8	職場環境の改善	市職員の長時間労働の是正や、ハラスメント、公益通報に係る相談に応じることで、職場環境の改善に繋がります。	職員課
9	納税相談	市税等を納期限までに納付することが困難な方へ納付に関する相談を行います。	収納課
10	消費生活相談	消費生活に係る相談、苦情に対して助言やあっせんを行い、消費者被害の未然防止及び被害救済に努めます。	地域づくり支援課
11	法律相談	弁護士による無料法律相談を実施し、市民が生活上抱える法的な問題や悩みを解決する糸口とします。	地域づくり支援課
12	外国人生活相談	外国人総合相談センター埼玉やふじみ野国際交流センターの相談窓口を案内します。	地域づくり支援課 (外国人総合相談センター埼玉)
13	労働・社会保険相談	勤労者の労働・雇用等に関する相談の実施により、問題解決の支援を行います。	産業振興課
14	内職相談	自宅でできる仕事をあっせんすることにより、その家庭の生活の安定を図ります。	産業振興課
15	就職支援相談	自己分析や適正診断など就職全般に係る個別相談を行うことにより、雇用の促進を図ります。	産業振興課
16	生活困窮者自立支援相談	経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方の就労支援や自立に向けた支援を行います。	福祉相談課
17	福祉の総合相談	ひきこもりに関する相談や介護・障害・児童福祉などの様々な問題が複合的に絡む問題などの相談窓口として支援を行います。	福祉相談課
18	民生委員児童委員活動支援事業	地域を見守り、地域住民の身近な相談相手、専門機関へのつなぎ役として活動する民生委員児童委員への支援を行います。	福祉相談課
19	生活保護の相談	病気や失業などをはじめ、生活が困窮する世帯に対する生活保護の相談に応じます。	生活援護課

基本施策4 生きることの促進要因への支援			
	事業内容	事業概要	担当課
20	精神保健福祉相談	心の悩みを持った方や、その家族に対し、生活全般に関することや受診についての相談に応じます。	障害福祉課
21	障害福祉サービス利用の相談	障害者等の福祉サービス利用に関する相談に応じます。	障害福祉課
22	障害者手帳の交付	さまざまな福祉サービスを利用するために、必要になる障害者手帳を交付します。	障害福祉課
23	各種医療・手当	障害者等の経済的支援のための医療費や手当を給付します。	障害福祉課
24	障害等に関する個別相談	障害者及びその家族からの相談に応じます。	障害福祉課
25	障害者差別についての相談	行政サービス等における合理的配慮の提供に努め、障害を理由とする差別の解消を取り組みます。	障害福祉課
26	障害のある方のための就労相談	はあとびあ障害者就労支援センターでは、障害のある方のための就労や雇用について就労支援員が対応します。	障害福祉課
27	認知症総合支援	家族介護支援（家族介護教室、認知症高齢者見守り支援）などを行います。	長寿はつらつ課
28	介護予防普及啓発事業	社会とのつながりを維持し、心身機能の低下を予防することを目的としてフレイル予防のための「いきいき教室」を実施しています。	長寿はつらつ課
29	高齢者総合相談	高齢者の各種相談を受け、状況に応じて地域のネットワークへ繋がります。	長寿はつらつ課
30	高齢者健康相談	老人福祉センターでは、看護師や栄養士が、健康づくりや病気療養、そのほか健康上の心配ごとに関することの相談に対応します。	長寿はつらつ課
31	生きがい活動支援	高齢者に社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上を図っていただけるよう、高齢者団体等に補助金を交付します。	長寿はつらつ課

基本施策4 生きることの促進要因への支援			
	事業内容	事業概要	担当課
32	ひとり親家庭等への助成	ひとり親家庭等に、生活の安定と自立支援を図るため、所得に応じて児童扶養手当の支給及び医療費の一部を助成します。	こども未来課
33	ひとり親家庭相談	ひとり親家庭や、これからひとり親になる方を対象に、就業や経済的な悩み等の生活一般の相談について、市役所窓口だけではなく、平日夜間・土日祝日の市役所閉庁時に電話、ビデオ通話、メール等で相談を行います。	こども未来課
34	子育て相談	子育て支援センターにおいて、夜泣きがひどい、おむつがとれないなど、子育てに悩みがある方に対して相談(電話による相談を含む)を実施します。	保育課
35	一時保育	公設保育園において、リフレッシュなどを目的に一時的に児童をお預かりする一時保育を実施し、育児に伴う保護者の負担解消に繋がります。	保育課
36	メンタルチェックシステム「こころの体温計」	スマートフォンやパソコンなどの身近なツールから幅広い世代が気軽に自身のメンタルチェックをすることができ、心の健康づくりのきっかけとして活用できるようにします。	健康づくり課
37	こころの健康相談	メンタル不調の増加に対してライフサイクルに応じた心の健康づくりの推進を図るため、専門スタッフによる相談を実施します。	健康づくり課
38	健康・こころ等に関する個別相談	面接、電話、訪問で保健師等の専門職がさまざまな相談に対応し、問題解決のための支援やSNS等を含めた各種相談窓口へのつなぎを行います。	健康づくり課
39	各種健(検)診事業	各種健(検)診により疾病の予防及び早期発見・早期治療を図るとともに、生活習慣を改善するための保健指導等も実施します。	健康づくり課
40	歩数管理アプリ活用による健康づくり	健康づくりの普及拡大を進めるため、歩数管理アプリを活用し、健康づくり活動への参加や継続を図るとともに、さまざまな事業への市民の参加を促します。	健康づくり課
41	「健康あさか普及員」と共に取り組む健康づくり	自主的及び行政と健康づくり活動に取り組む「健康あさか普及員」と学びを深め、健康に関する普及活動を行います。	健康づくり課

基本施策4 生きることの促進要因への支援			
	事業内容	事業概要	担当課
42	伴走型相談支援	妊婦・子育て世代が安心して出産・子育てできるように、妊娠期から子育てまで一貫して相談支援を行います。	健康づくり課 (こども家庭センター)
43	妊娠届の受理 (子育て世代 包括支援セン ター)	妊婦全員と保健師または助産師による面談を実施し、妊産婦を継続的に把握、支援するとともに、産後うつ予防の啓発等を行います。	健康づくり課 (こども家庭センター)
44	産後ケア事業	産後うつ病の予防や早期発見、育児不安等精神的な不安状態を早期に把握し、心身のケアや育児のサポート等きめ細やかな支援や休養の機会を提供します。	健康づくり課 (こども家庭センター)
45	新生児訪問	新生児の健やかな成長と保護者の育児支援を目的に、生後4か月までの子どもがいるすべての家庭に訪問を実施します。	健康づくり課 (こども家庭センター)
46	乳幼児健診・相談事業	乳幼児の発育・発達の確認、疾病や異常の早期発見を行い、健康の保持増進を図るとともに、養育や栄養面等日常的な育児指導を行い、保護者が安心して育児できるよう支援します。	健康づくり課 (こども家庭センター)
47	すこやか相談	身体発育及び運動発達に心配のある乳幼児に対し、早期に適切な専門相談や指導の必要性の見立て及び医療へのつなぎを行い、乳幼児の健全育成を図ります。	健康づくり課 (こども家庭センター)
48	発達に関する 個別相談	発達障害を含む発達につまずきのある子どもたちの早期発見、早期支援と途切れのない総合的な支援を図ります。	健康づくり課 (こども家庭センター)
49	児童相談事業	児童相談所をはじめ関係機関と連携を図るとともに、保護者の状況により、各種事業を活用し児童相談を実施します。	健康づくり課 (こども家庭センター)
50	家庭児童相談室	子ども、保護者、地域の方からの子育てなどに関する相談について、家庭児童相談員が相談に対応します。	健康づくり課 (こども家庭センター)

基本施策4 生きることの促進要因への支援			
	事業内容	事業概要	担当課
51	保険税・料の軽減措置	保険税・料は、条例等に基づき一定の所得以下の世帯について軽減の他、非自発的離職者についての軽減措置などを行い、負担軽減を図っています。	保険年金課 長寿はつらつ課
52	市税等の減免・納付猶予	災害や病気、失業などにより生活が著しく困難となった方について、条例等に基づき市税等の減免を行います。また、一時的に納付できないと認められる場合には納付の猶予を行います。	課税課 収納課 保険年金課 長寿はつらつ課
53	年金相談	社会保険労務士による相談を実施し、年金の受給や資格に関すること等、様々な相談に対応します。	保険年金課
54	生徒指導諸調査	児童生徒の問題行動等について、調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組をより一層充実させるとともに、実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止・早期発見・早期対応に繋げていきます。	教育指導課
55	生徒指導関係諸会議	生徒指導委員会及び小・中連携推進協議会を開催し、生徒指導に関しての情報共有をはじめとする連携を図ることで、生徒指導に関する実質的な課題の解決を図ります。	教育指導課
56	いじめや不登校等に関する個別相談	いじめや不登校等をはじめとする児童生徒及びその保護者等の悩みについて、専門職員による個別の相談を実施します。	教育指導課
57	朝霞市子ども相談室	教育相談員が、子どもに関わる相談に対応します。	教育指導課
58	さわやか相談室	市内各中学校に設置し、さわやか相談員とサポート相談員が、市内小中学校の児童・生徒及び保護者等に相談対応します。	教育指導課